

定による申請は、指定管理者指定申請書（第5号様式）に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行うものとする。

- (1) 定款、寄付行為又はこれらに類するもの
- (2) 法人の登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- (3) 事業計画書
- (4) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
- (5) 団体の概要及び業務実績を記載した書類
- (6) 誓約書
- (7) 共同事業体構成員届（共同事業体の場合のみ。）
- (8) 共同事業体の協定内容のわかるもの（共同事業体の場合のみ。）
- (9) その他市長が必要と認める書類
（読替規定）

第12条 条例第15条の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第3条から第6条までの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（委任）

第13条 この規則に定めるものの

（委任）

第11条 この規則に定めるものの

<p>ほか、必要な事項は教育委員会が定める。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>第3号様式（第4条関係）</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>第4号様式（第5条関係）</p> <p>【別記3 参照】</p> <p>第5号様式（第11条関係）</p> <p>【別記4 参照】</p>	<p>ほか、必要な事項は教育委員会が定める。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>第3号様式（第4条関係）</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>第4号様式（第5条関係）</p> <p>【別記3 参照】</p>
--	---

【別記1】

改正後

区分	使用時間	休日
市民野球場	4月1日から10月31日までは、午前9時から午後9時まで。ただし、夜間照明設備については、午後6時から午後9時までとする。	毎週月曜日（ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の祝日でない日）及び12月28日から翌年1月4日まで
市民テニスコート	4月1日から翌年3月31日までを使用期間とし、時間は、午前9時から午後5時まで。	12月28日から翌年1月4日まで。

枳ヶ池体育館の項 (略)		
枳ヶ池テニスコート	4月1日から10月31日までは、午前9時から午後8時まで。ただし、夜間照明設備については、午後6時から午後8時まで(日曜日、月曜日(ただし、この日が祝日に当たるときは、その翌日以後の最初の祝日でない日)及び祝日は、午前9時から午後5時まで。) 11月1日から翌年3月31日までは、午前9時から午後5時まで。	12月28日から翌年1月4日まで
菖蒲池テニスコートの項 (略)		
長久手スポーツの杜	4月1日から11月30日までは、午前9時から午後9時まで。ただし、夜間照明設備については、午後6時から午後9時までとする。 12月1日から翌年3月31日までは、午前9時から午後6時まで。	毎週月曜日(ただし、この日が祝日に当たるときは、その翌日以後の最初の祝日でない日)及び12月28日から翌年1月4日まで

改正前

区分	使用時間	休日
市民野球場	4月1日から10月31日までは、午前6時から午後9時まで。ただし、夜間照明設備については、午後6時から午後9時までとする(平日の午後3時から午後6時までは、長久手中学校野球部の専用時間とし、	毎週月曜日(祝日に重なった場合は翌日)及び12月28日から1月4日まで

	原則として一般は使用できない。)	
	1 1月1日から翌年の3月31日までは、午前6時から午後6時まで。ただし、平日の午後3時から午後6時までは、長久手中学校野球部の専用時間とし、原則として一般は使用できない。	
市民野球場 管理棟	会議室以外は、市民野球場の使用時間に準ずる。	
市民野球場 管理棟（会議室のみ）	4月1日から翌年の3月31日までは、午前9時から午後9時まで。ただし、正午から午後1時までは使用できない。	
市民テニスコート	4月1日から翌年3月31日までを使用期間とし、時間は、午前8時から午後6時まで。ただし、平日の午後4時以降は、長久手中学校ソフトテニス部の専用時間とし、原則としては一般は使用できない。	12月28日から1月4日まで。ただし、長久手中学校ソフトテニス部には休日でも貸出しすることができる。
杵ヶ池体育館の項（略）		
杵ヶ池テニスコート	4月1日から10月31日までは、午前9時から午後8時まで。ただし、夜間照明設備については、午後6時から午後8時まで（日曜日、月曜日（祝日に重なった場合は翌日）及び祝日は、午前9時から午後5時まで。） 1 1月1日から翌年3月31日までは、午前9時から午後5時まで。	12月28日から1月4日まで
菖蒲池テニスコートの項（略）		

<p>長久手スポーツの杜</p>	<p>4月1日から11月30日までは、午前6時から午後9時まで。ただし、夜間照明設備については、午後6時から午後9時までとする。</p> <p>12月1日から翌年の3月31日までは、午前6時から午後6時まで。</p>	<p>毎週月曜日（祝日に重なった場合は翌日）及び12月28日から1月4日まで</p>
------------------	--	--

【別記2】

改正後

第3号様式（第4条関係）

長久手市体育施設使用変更許可申請書		
年 月 日		
長久手市教育委員会 殿		
住所 _____		
申請者 氏名 _____		
年 月 日付で許可のあった体育施設の使用について下記のとおり変更 したいので許可して下さい。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
団 体 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	名称	
	氏名	TEL () —
変 更 理 由		
備 考		

改正前

第3号様式（第4条関係）

<p>長久手市体育施設使用変更許可申請書</p> <p>昭和 年 月 日</p> <p>長久手市教育委員会 殿</p> <p>申請者 住所 _____</p> <p>氏名 _____</p> <p>昭和 年 月 日付で許可のあった体育施設の使用について下記のとおり変更したいので許可して下さい。</p>		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
団 体 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	名称	
	氏名	電話 局 番
変 更 理 由		
備 考		

【別記3】

改正後

第4号様式（第5条関係）

長久手市体育施設使用取消届	
年 月 日	
長久手市教育委員会 殿	
申請者 住所 _____ 氏名 _____	
年 月 日付で許可のあった体育施設使用について、下記の理由により使用できないのでお届けします。	
施 設 名	
使 用 日 時	
団体名称及び 代表者氏名	名称
	氏名 TEL() —
取 消 理 由	
備 考	

改正前

第4号様式（第5条関係）

<p>長久手市体育施設使用取消届</p> <p>昭和 年 月 日</p> <p>長久手市教育委員会 殿</p> <p>申請者 住所 _____ 氏名 _____</p> <p>昭和 年 月 日付で許可のあった体育施設使用について、下記の理由により使用できないのでお届けします。</p>	
施 設 名	
使 用 日 時	
団 体 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	名 称
	氏 名
取 消 理 由	
備 考	

【別記4】

改正後

様式第5号（第11条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

長久手市教育委員会 殿

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者氏名

長久手市体育施設の指定管理者の指定を受けたいので、長久手市体育施設設置及び管理に関する条例第16条第1項及び長久手市体育施設の管理運営に関する規則第10条の規定により申請します。

(添付資料)

- 1 定款、寄附行為又はこれらに類するもの
- 2 法人の登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- 3 事業計画書
- 4 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
- 5 団体の概要及び業務実績を記載した書類
- 6 誓約書
- 7 共同事業体構成員届（共同事業体の場合のみ。）
- 8 共同事業体の協定内容のわかるもの（共同事業体の場合のみ。）
- 9 その他市長が必要と認める書類

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。